

就労ボランティア体験事業（被保護者）実施要領

平成 28 年 1 月 15 日保健福祉局長決裁

1 目的

本事業は、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない被保護者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施することを目的とする。

なお、本事業は生活保護法第 27 条の 2 に基づく予算事業である「被保護者就労準備支援事業」に位置付けて実施する。

2 事業の委託

本事業は委託により実施する。事業受託者は、委託契約内容に基づき実施する。

3 対象者

保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者（高校在学、傷病、障害等のため就労が困難と保護の実施機関が判断する者以外の被保護者をいう。）であって、就労意欲の喚起や日常生活習慣の改善により就労が見込まれる者のうち、本事業への参加を希望する者

4 事業内容

支援内容

本事業は、就労準備支援シートに基づき、日常生活自立に関する支援、社会生活自立に関する支援、就労自立に関する支援を利用者の状況に応じて行う。

なお、支援に当たっては、保護の実施機関による援助方針を十分に踏まえ、支援の実施状況等、適宜、保護の実施機関と情報共有し、連携して支援を行うこと。

ア 支援担当者による就労準備支援シートの作成・見直し

イ 事業の目的を達成するための支援メニューの実施（就労体験及びボランティア体験の実施は必須とする）

支援の実施期間

参加者の個々の状況により、概ね 3 か月から 6 か月程度の期間とする。

ただし、参加者、事業受託者、保護の実施機関が協議の上、1 年を超えない範囲で参加期間を延長することは妨げない。

配置職員

キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者や就労支援業務に従事している者（従事していた者も含む。）など、被保護者への就労支援を適切に行うことができる人材であること。

5 事業の利用手続

保護の実施機関は本事業への参加が適切だと判断される被保護者に事業内容を

説明した上で、参加の同意を得て、「就労ボランティア体験事業（被保護者）参加申込書」（様式1）の提出を求める。

保護の実施機関は事業受託者に対し、「就労ボランティア体験事業（被保護者）について（通知）」（様式2）により、選定した被保護者（以下「参加者」という。）の事業参加について通知する。

事業受託者は保護の実施機関に対し、「就労ボランティア体験事業（被保護者）について（報告）」（様式3）により受理した参加者を報告する。

事業受託者は保護の実施機関及び参加者と面談のうえ、参加者の意思を尊重しながら支援メニューを選定したのち、具体的な支援を行う。

6 支援の実施について

支援に当たっては、個人ごとに、就労準備支援シート（以下「個別シート」という。）を作成すること。個別シートの様式は、計画書（様式4）及び評価書（様式5）のとおり。

計画書（様式4）については、本人の状況や課題を、日常生活自立・社会生活自立・就労自立の各面で把握・分析し、それぞれについて目標設定をした上で、具体的な支援内容を検討すること。自立に向けては、本人が主体的に取組むことが不可欠であることから、これらの内容については、本人と相談の上、作成し、保護の実施機関と共有すること

評価書（様式5）については、個別の支援内容について、支援実施後の自己評価（本人）、評価（支援担当者）を原則1か月ごとに行い、その結果を記録し、それらを踏まえ、必要に応じて、計画書（様式4）の見直しを行うこと

7 報告等

事業受託者は、参加者の参加状況について毎月個人ごとに「評価書（様式5）」を作成し、翌月10日までに区保護（一）課長へ報告することとする。また、毎月「就労ボランティア体験事業（被保護者）実績報告書（様式6）」を作成し、翌月10日までに保護課及び区保護（一）課長へ報告することとする。

その他

事業受託者は、参加者の参加状況等について、保護の実施機関からの照会に回答しなければならない。

8 個人情報の取り扱い

事業受託者及びその従事者は、参加者のプライバシーに十分配慮することとし、本事業の実施に当たって知り得た被保護者の個人情報を漏らしてはならない。事業終了後も同様とする。

9 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、地域生活支援担当部長が別に定める。

附則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 29 年 5 月 24 日一部改正）

この要領は、平成 29 年 5 月 24 日から施行する。

附則（令和 3 年 7 月 19 日一部改正）

この要領は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

就労ボランティア体験事業（被保護者）参加申込書

私は、就労ボランティア体験事業への参加を申し込みます。

また、同事業の実施に当たって、保健福祉部が把握している私の個人情報
報を に対して提供すること並びに同事業への参加により

が新たに把握する私の個人情報を保健福祉部に対して提供することに同意します。

併せて同事業の参加により知りえた個人情報を他に漏らさないことに同意します。

令和 年 月 日

札幌市 区保健福祉部長 様
様

住 所

氏 名

(様式 2)

札 第 号
令和 年(年) 月 日

様

札幌市 区保健福祉部保護 課長

就労ボランティア体験事業（被保護者）について（通知）

標記の件について、下記のとおり、通知いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

地区名	ケース番号	氏名	担当者	担当者内線

【担当 保護 係長 内線 】

令和 年 月 日

札幌市 区保健福祉部
保護 課長 様

事業所名
代表者名

就労ボランティア体験事業（被保護者）について（報告）

標記の件について、下記のとおり、報告いたします。

記

地区名	ケース番号	氏名	参加期間

(被保護者)

就労準備支援シート【計画書】

(様式4)

作成日	
事業所	
担当者	

氏名(ふりがな)	
性別	男性 女性 ()
生年月日	昭和 平成 年 月 日 (歳)
職歴	
就労に対する本人の意向	

本人が希望する就労内容	本人から聞き取り

最終的な目標設定及び支援方針	本人と担当者で調整の上

支援開始時の本人の状況と課題	
日常生活自立 :	
社会生活自立 :	
就労自立 :	

目標	長期目標	短期目標	期間	支援内容	備考
日常生活自立					
社会生活自立					
就労自立					

本人同意欄	
-------	--

計画内容については、月次の評価により、適宜見直しを行う。

【留意事項】

所定の作業日、作業時間に、作業に従事するか否かは、対象者の自由であること。また、所定の作業量について、所定の量を行うか否かについても、対象者の自由であること。

作業時間の延長や、作業日以外の日における作業指示は行われないこと。

所定の作業時間内における受注量の増加等に応じた、能率を上げるための作業の強制が行われないこと。

欠席・遅刻・早退に対する手当の減額制裁がないこと（実作業時間に応じた手当を支給する場合においては、作業しなかった時間分以上の減額をすることがないこと）。

作業量の割当、作業時間の指定、作業の遂行に関する指揮命令違反に対する手当等の減額等の制裁がないこと。

(被保護者)

就労準備支援シート【評価書】

(様式5)

作成日	
事業所	
担当者	

氏名(ふりがな)	
性別	男性 女性 ()
生年月日	昭和 平成 年 月 日 (歳)

被保護者就労準備支援プラン			
支援実施期間・支援の内容(当初の目安) 計画書に沿って事前に記載	自己評価 (本人から聞き取り)	評価 (本人と担当者で調整の上)	
(月 日～月 日)(以下、1か月ごとに記載)			
支援内容 ・開始時間・終了時間 ・社会参加活動等の内容 ・就労体験の内容 ・就労に付随する講習等の内容			
(月 日～月 日)(以下、1か月ごとに記載)			
支援内容 ・開始時間・終了時間 ・社会参加活動等の内容 ・就労体験の内容 ・就労に付随する講習等の内容			
(月 日～月 日)(以下、1か月ごとに記載)			
支援内容 ・開始時間・終了時間 ・社会参加活動等の内容 ・就労体験の内容 ・就労に付随する講習等の内容			
(月 日～月 日)(以下、1か月ごとに記載)			
支援内容 ・開始時間・終了時間 ・社会参加活動等の内容 ・就労体験の内容 ・就労に付随する講習等の内容			
(月 日～月 日)(以下、1か月ごとに記載)			
支援内容 ・開始時間・終了時間 ・社会参加活動等の内容 ・就労体験の内容 ・就労に付随する講習等の内容			

載)	支援内容		
	・開始時間・終了時間 ・社会参加活動等の内容 ・就労体験の内容 ・就労に付随する講習等の内容		
(月 日 ~ 月 日) (以下、1か月ごとに記載)			
支援内容			
・開始時間・終了時間 ・社会参加活動等の内容 ・就労体験の内容 ・就労に付随する講習等の内容			

(様式6)

就労ボランティア体験事業(被保護者) 実績報告書
(令和 年 月)

区	前月継続 (A)	新規参加者(B)	(C) 参加人数 (A+B)	終了(D)			翌月継続 (C-D)	延べ参加日数
				就労	他事業等へ移行 ()	中止		
中央区								
北区								
東区								
白石区								
厚別区								
豊平区								
清田区								
南区								
西区								
手稲区								
合計								

他事業等へ移行の例

・生活保護受給者向けの自立支援プログラム、障害者総合支援法に基づく事業、求職者支援制度に基づく訓練、就労訓練事業、その他国や札幌市が実施する各種雇用施策等